

平成二十二年五月二十一日提出
質問第四九三号

成年後見制度に基づく首長申し立てに関する質問主意書

提出者 木村太郎

成年後見制度に基づく首長申し立てに関する質問主意書

身寄りのない認知症高齢者に対し、自公政権時の二〇〇〇年四月に始まった成年後見制度に基づく後見人を市区町村長が立てる「首長申し立て」について、県庁所在地、政令指定都市、中核市を含む七十一の主要市と東京二十三区を対象に先月上旬、某新聞社が全国調査を行い、二〇〇九年度の申し立て件数が千八十二件に上り、二年間で一・六倍に増えたことがわかった。

これから身寄りのない高齢者を、経済的な虐待からどう守り生活を支援していくのか、成年後見制度のあるべき姿として、我が自由民主党の平成二十二年綱領にも謳っている「自助」「互助」「共助」「公助」をバランスよく機能させ、国の支援を拡充することが重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 このような調査を国も定期的に実施すべきではないか。
- 二 今回の調査により、高齢者について、自治体ごとの後見申し立ての利用状況が明らかになったのは初めてと聞くが、いのちの大切さを強調する鳩山内閣のこの調査内容に対する見解如何。
- 三 今回の調査で、多くの主要市で首長申し立ての取り組みが進む一方、地域格差が大きいことが浮き彫り

になったとしているが、その要因として「（親族確認などの）事務手続きが煩雑」、「事務を担当する職員の確保が困難」などを挙げている。国の対応策として市区町村へのサポートをどのように講じるのか、鳩山内閣の考え如何。

四 今後の成年後見制度の果たすべき役割、またそれに基づく首長申し立ての役割について、鳩山内閣の見解如何。

五 後見人候補の人材不足により、「市民後見人」の育成に努力している市区もある中、誰もが住み慣れた地域において、安心して暮らしていけるようにするには、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランスよく機能させることが必要と考える。例えば市民後見人をサポートする組織を作るなど、弁護士、司法書士、市民後見人の役割分担について、鳩山内閣の見解如何。

六 首長申し立ての対象となる高齢者の構成に変化が生じ、生活保護受給者が対象となった件数は、二〇〇七年度の八十二件に比べ、二〇〇九年度では百八十三件と大幅に増えている。支払い能力の乏しい低所得者や生活保護受給者に対しては、自治体が後見人報酬の不足分を助成しているが、国として平成二十二年度予算ではどのように計上しているのか、具体的かつ明確に示されたい。

右質問する。